

共同研究契約書（案）

国立大学法人長岡技術科学大学（以下「甲」という。）、〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、令和〇年度「高専—長岡技科大 共同研究」助成事業として、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、第2条に規定する本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果について実績報告書中で成果として確定されたものをいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙及び丙（以下「全当事者」という。また、「各当事者」とは甲、乙及び丙のそれぞれをいう。）協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 三 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 四 「出願等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の対象となるものについては出願、回路配置利用権の対象となるものについては設定登録の申請、育成者権の対象と

なるものについては品種登録の出願、プログラム等の著作物の対象となるものについては登録又はノウハウの対象となるものについては管理をいう。

五 「出願等費用」とは、知的財産権の出願等に要する費用及び知的財産権の権利維持に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又は各当事者のいずれにも所属しない弁理士等の外部専門家に対し支払われる全ての費用をいう。

六 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

七 「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権

ロ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権

ハ 種苗法に規定する専用利用権

ニ 第1項第二号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利

ホ プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利

ヘ 第1項第二号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

八 「研究担当者」とは、本共同研究に従事する全当事者に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第4項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第4項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

九 「実施機関」とは、丙のことをいう。また、「実施機関の指定する者」とは、実施機関のグループ企業又は実施機関が生産若しくは製造を委託する者等を指し、全当事者間で協議の上、共同出願契約又は実施契約等にて定める者をいう。

十 「第三者」とは、甲、乙及び丙並びに実施機関の指定する者以外の者をいう。

(共同研究の題目等)

第2条 全当事者は、次の共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

一 研究題目

○○○○○○・・・・・・・・

二 研究概要

○○○○○○・・・・・・・・

三 研究分担(別表第1のとおり)

四 研究実施場所 国立大学法人長岡技術科学大学、

〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、契約締結日から____年 ____月 ____日までとする。

(共同研究に従事する者)

第4条 全当事者は、本共同研究の研究担当者として別表第1に掲げる者を参加させるものとする。

- 2 全当事者は、研究担当者のうち、それぞれに所属する各1名を研究代表者として指名する。
- 3 甲又は乙は、実施機関に所属する研究担当者のうち、甲又は乙の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 4 全当事者は、各当事者に所属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ自己を除く全当事者（以下、「相手方」という。）に書面により通知するものとする。

(実績報告書の作成)

第5条 全当事者は、相互に協力して、本共同研究の実施期間中に得られた成果について実績報告書を、本共同研究完了の翌日から30日以内にとりまとめるものとする。

(ノウハウの取扱い)

第6条 全当事者は、本共同研究の過程で生まれた研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、協議の上、書面にて指定するものとする。この場合、秘匿すべき期間を明示するものとする。

- 2 前項の秘匿すべき期間は、原則として、本共同研究完了の翌日から3年間とし、全当事者間で協議の上、決定する。ただし、当該期間を決定後において必要があるときは、全当事者間で協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 3 全当事者は、ノウハウの実施について、必要に応じ、協議の上、実施契約を別途締結する。

(研究経費の負担)

第7条 各当事者は、別表第2に掲げる研究経費（以下、「研究経費」という。）を負担するものとする。

(研究経費の納付)

第8条 実施機関は、研究経費のうち、実施機関が支払うべき研究経費を甲又は乙それぞれ

の発する請求書により、請求書を受領した翌月末日までに納付しなければならない。

- 2 甲は、研究経費のうち、甲が支払うべき研究経費を乙の発する請求書により、請求書を受領した翌月末日までに納付しなければならない。

(経理)

第9条 前条により甲又は乙に納付された研究経費の経理は甲又は乙がそれぞれ行う。

- 2 実施機関はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲又は乙に申し出ることができる。甲又は乙は実施機関からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。
- 3 甲はこの契約に関する経理書類の閲覧を乙に申し出ることができる。乙は甲からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第10条 第8条により甲又は乙に納付された研究経費により取得した設備等は、甲又は乙それぞれに帰属するものとする。

(施設・設備の提供等)

- 第11条 甲は、別表第3に掲げる甲所有の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 甲又は乙は、本共同研究の用に供するため、実施機関から別表第3に掲げる実施機関の所有に係る設備を実施機関の同意を得て無償で借り受け、共同で使用するものとする。この場合、甲又は乙は実施機関から借り受けた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け及び返還に係る作業に要する経費は、実施機関の負担とする。

(研究の中止又は期間の延長)

第12条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、全当事者間で協議の上、本共同研究を中止し、又は第3条の研究期間を延長することができる。この場合において、全当事者は、中止又は期間延長の責めを負わないものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 本共同研究を完了し、又は中止した場合において、納付された研究経費(研究料を除く。)の額に不用が生じたときは、実施機関は甲又は乙に対し不用となった額の返還を請求できる。この場合、甲又は乙は、これに応じなければならない。なお、本項の規定は甲が乙に対して納付した研究経費の不用が生じた場合に準用するものとする。

- 2 甲又は乙は、研究期間の延長により納付された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに実施機関に書面により通知するものとする。この場合、実施機関は不足する研究経費の負担について、甲又は乙と協議の上、決定するものとする。
- 3 甲又は乙は、本共同研究を完了し、又は中止したときは、第 11 条第 2 項の規定により実施機関から借り受けた設備を研究の完了又は中止の時点の状態の実施機関に返還するものとする。

(知的財産権の出願等)

第 14 条 全当事者は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じたときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

- 2 各当事者に所属する研究担当者が本共同研究の過程において、それぞれ単独に遂行した部分に関し発明等が生じたときは、各当事者単独の所有とし、所有者が出願等の手続きを行うものとする。この場合、当該発明等に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の出願等の前にあらかじめ相手方の確認を得るものとする。
- 3 全当事者は、各当事者に所属する研究担当者が本共同研究の過程において、共同で遂行した部分に関し生じた発明等に係る知的財産権のうち、自己に所属する研究担当者の持分を各当事者がすべて承継した場合において、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る全当事者の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約に従い、共同して出願等を行うものとする。
- 4 前項において、自己に所属する研究担当者の持分を承継しない当事者がいる場合は、当該知的財産権を有する研究担当者と、自己に所属する研究担当者の持分を承継した当事者との間で出願等の取扱いを協議するものとする。
- 5 本条第 3 項及び本条第 4 項の規定は、甲乙の共有、甲丙の共有又は乙丙の共有となる発明等に関する知的財産権についても適用するものとする。
- 6 著作権及びノウハウの取扱いについては、第 6 条に規定するもののほか、全当事者間で協議の上、別に定めるものとする。

(外国出願)

- 第 15 条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の設定登録出願、権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。
- 2 外国出願を行うにあたっては、当事者間の協議の上、行うことができるものとする。

(優先的实施)

第 16 条 甲又は乙は、第 14 条第 2 項の規定により甲又は乙に単独で帰属した知的財産権を、甲及び甲の発明者並びに乙及び乙の発明者がそれぞれ行う教育及び研究活動（第三者からの研究委託・第三者との共同研究に基づく研究を除く。）のための実施を除き自己

実施（以下、同じ）せず、かつ、実施機関又は実施機関の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があったときは、当該知的財産権の出願等を行った時から 10 年間優先的に実施させることを許諾し、かつ、第三者に実施許諾を行わないものとする。ただし、実施機関及び実施機関の指定する者が甲、乙及び実施機関が別途協議の上定める年次以降において正当な理由なく実施しない場合、甲又は乙は、実施機関又は実施機関の指定する者に通知の上、第三者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

- 2 甲及び乙は、第 14 条第 3 項の規定により全当事者に共有で帰属した知的財産権並びに甲及び実施機関に共有で帰属した知的財産権並びに乙及び実施機関に共有で帰属した知的財産権(以下まとめて「共有に係る知的財産権」という。)を、自己実施せず、かつ、実施機関又は実施機関の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があったときは、当該知的財産権の出願等を行った時から 10 年間優先的に実施させることを許諾し、かつ、第三者に実施許諾を行わないものとする。ただし、実施機関が共有に係る知的財産権を本共同研究完了の翌日から 3 年以内に正当な理由なく実施しない若しくは、実施機関の指定する者が、甲、乙及び実施機関が別途協議の上定める年次以降において正当な理由なく実施しない場合、甲及び乙は、実施機関の同意を得た上で、第三者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。
- 3 甲及び乙は、実施機関又は実施機関の指定する者から前 2 項に規定する優先的に実施させる期間を更新したい旨の申し出があったときは、協議の上、当該期間の更新を許諾することができる。

(持分の譲渡等)

- 第 17 条 甲及び乙は、共有に係る知的財産権を、実施機関若しくは甲、乙及び実施機関で協議の上指定した者に限り甲及び乙の持分を譲渡又は専用実施権等の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、共有に係る知的財産権並びに甲及び乙の共有となった知的財産権に係る自己の持分を放棄しようとするときは、事前に相手方に通知するものとし、協議の上、その取扱いを決めるものとする。

(実施料)

- 第 18 条 実施機関又は実施機関の指定する者は、甲又は乙に単独で帰属した知的財産権を実施しようとするときは、甲又は乙に対し、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。
- 2 実施機関又は実施機関の指定する者は、共有に係る知的財産権を実施しようとするときは、甲及び乙が自己実施をしないことから、甲及び乙に対し、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。また、実施機関が実施機関の指定する者に対し、実施

料の支払いを請求した場合は、当該実施料を各当事者の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

- 3 甲、乙及び実施機関が共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る持分に応じて、各当事者にそれぞれ配分するものとする。

(特許料等)

第 19 条 甲、乙又は丙が単独で出願等を行うときは、出願等を行おうとする者が出願等費用を負担するものとする。

- 2 実施機関は、原則として共有に係る知的財産権に関する出願等費用の全額を負担するものとする。
- 3 実施機関が出願等費用の全額を負担したとき、実施機関は、前条第 2 項に基づき甲及び乙に支払う実施料を実施機関が負担した甲及び乙の持分割合に応じた出願等費用に相当する額に達するまで減額することができるものとする。また、甲、乙及び実施機関が前条第 3 項に基づく実施料を配分する場合において、実施機関が負担した甲及び乙の持分割合に応じた出願等費用に相当する額に達するまで当該実施料を実施機関に優先的に配分できるものとする。

(情報交換)

第 20 条 全当事者は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、相手方以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

(秘密の保持)

第 21 条 全当事者は、本共同研究の実施に当たり、相手方から開示された技術情報、資料、ノウハウ、意見交換等の情報であって、①媒体の形式を問わず、秘密であることが明示されて開示されたもの、②口頭又は視覚等の無体物にて開示された場合には、開示の際に秘密である旨が特定され、当該開示後 30 日以内に当該開示の内容、開示者、開示の場所及び開示の日付が書面にて確認されたもの（以下「秘密情報」という。）について、別表第 1 の研究担当者及び秘密を知る必要がある自己に所属する役職員等（以下まとめて「研究担当者等」という。）以外に開示・漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 相手方から開示を受け、又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 相手方から開示を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 相手方から開示を受け、又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 第三者から秘密保持義務を負うことなしに適法に取得したことを証明できる情報

五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報

六 書面により事前に相手方の同意を得た情報

- 2 全当事者は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。
- 3 全当事者は、秘密情報について、当該研究担当者等がその所属を離れた後も含め秘密保持する義務を、当該研究担当者等に対し負わせるものとする。
- 4 全当事者は、相手方の事前の文書による承諾なしに秘密情報の全部又は一部を本共同研究のために必要な範囲を超えて複製又は要約してはならない。
- 5 前4項の有効期間は、第3条に規定する研究期間の開始の日から研究完了後又は研究中止後3年間とする。ただし、全当事者間で協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(情報の返還)

第22条 前2条の規定により提供若しくは開示された資料並びに秘密情報に係る資料（複製、複製又は要約したものを含む。）は、本共同研究完了後若しくは中止後、又は相手方に提供した資料の返却、消去又は廃棄を要求した場合、直ちに相手方が指定する方法により返却、消去又は廃棄しなければならない。

(輸出管理)

- 第23条 各当事者は、本契約にしたがって相手方から提供される貨物又は技術を輸出又は提供を行うときは、外国為替及び外国貿易法等に従い、輸出許可等に必要手続きを行うものとする。
- 2 各当事者は、本契約にしたがって相手方からの提供、支給、貸与等により使用するいかなる貨物又は技術について、大量破壊兵器等の設計、製造、使用、保管その他の目的で自ら使用し、又は自己以外の者に直接及び間接に輸出し、若しくは提供してはならない。

(研究成果の取扱い)

- 第24条 全当事者は、本共同研究が完了（研究期間が複数年度にわたる場合にあっては最終年度を除く各年度末を含む。）又は中止した日の翌日から6ヶ月以降において、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合にあっては当該年度に得られた研究成果）について、秘密情報の保持義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開（以下「研究成果の公表等」という。）することができるものとする。ただし、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを第6条第2項に従い決定した秘匿すべき期間中、開示してはならない。
- 2 前項の場合、公表を希望する各当事者（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日（論文・学会等の発表にあっては投稿予定日）の30日前までに、

研究成果の公表等を行おうとする内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、相手方の書面による承諾を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

- 3 各当事者は、前項の通知を受けた場合において、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断されるときは、当該通知受理後 14 日以内に研究成果の公表等の対象となる技術情報の修正について書面にて公表希望当事者に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた公表希望当事者は、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断される部分について相手方と協議をするとともに、相手方の書面による同意なく、研究成果の公表等をしてはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 5 第 2 項の通知を要する期間は、本共同研究完了又は中止した日の翌日から 3 年間とする。ただし、全当事者間で協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 6 甲及び乙は、大学等の社会的使命を果たすべく、本共同研究の研究期間内及び完了又は中止した日の翌日から 6 ヶ月未満において、相手方の同意を得たときは、研究成果の公表等ができるものとする。この場合、研究成果の公表等を行おうとする日の 30 日前までに、甲はその内容を書面にて相手方に通知し、相手方の同意を得るものとする。
- 7 本条に規定する通知は、第 4 条第 2 項の研究代表者間の通知をもって足りるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

- 第 25 条 各当事者が、共同研究遂行上、研究担当者以外の者が本共同研究に参加しないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加しないし協力させることができる。
- 2 前項において、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた各当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならず、当該研究協力者の義務違反について相手方に対して責任を負うものとする。
 - 3 研究協力者が本共同研究の過程において遂行した部分に関し、発明等が生じたときは、第 14 条の規定を準用するものとする。

(反社会的勢力との関係排除)

- 第 26 条 全当事者は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、自己及び自己の関係者について、以下の各号に掲げる事項を表明し遵守する。
- 一 反社会的勢力が実質的に経営に関与していないこと
 - 二 反社会的勢力に対し便宜を供与し又は資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運

営に協力しないこと

- 三 直接、間接を問わず反社会的勢力を利用しないこと
- 四 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- 五 自ら又は第三者を利用して、他の契約当事者に対し、詐術、暴力的行為又は不当な要求を行わないこと

(契約の解除等)

第 27 条 甲及び乙は、実施機関が研究経費を第 8 条に規定する所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 全当事者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ催告後 30 日以内に是正されないときは本契約を解約することができるものとする。

- 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- 二 相手方が本契約に違反したとき

3 全当事者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、特に催告なく書面による通知により直ちに本契約の全部又は一部を解約できるものとする。

- 一 監督官庁から営業許可の取消し、営業停止等の処分を受けたとき。
- 二 金融機関から取引停止処分を受けたとき。
- 三 第三者より差押、仮差押、仮処分その他強制執行若しくは競売の申し立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 四 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申し立てを受け又は自らそれらを申し立てたとき。

五 相手方の財産状態が悪化し、前各号のいずれかの状況が発生するおそれがあると認められるとき。

4 全当事者は、相手方が第 26 条に違反したことが判明した場合、第 2 項によらず、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第 28 条 各当事者は、相手方(相手方に所属する研究担当者及び相手方が依頼した研究協力者を含む。本条において以下同じ。)による本契約上の義務の不履行によって損害を被ったときは、直接損害に限ってその賠償を請求できるものとする。ただし、相手方に故意又は重大な過失が認められない場合はこの限りでない。

2 前条第 3 項又は第 4 項により本契約の全部又は一部を解約又は解除された各当事者は、当該解約又は解除を理由として、相手方に対し損害の賠償を請求することができない。

(協議)

第 29 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、全当事者

で協議の上、定めるものとする。

(契約の有効期間)

第30条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第5条及び第6条、第14条から第19条、第21条から第25条、第28条及び第31条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(裁判管轄)

第31条 本契約に関する訴えは、甲を所在地とする新潟地方裁判所の管轄に属する。

この契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

新潟県長岡市上富岡町1603-1

(甲) 国立大学法人長岡技術科学大学

契約担当役

事務局長

(法人の主たる事務所) 東京都八王子市東浅川町701番2

(法人の従たる事務所) ～～

(乙) 独立行政法人国立高等専門学校機構

高専名

住所

(丙)

別表第1（第1条、第2条、第4条、第21条関係）

区 分	氏 名	所属部局・職名	本研究における役割
甲			
乙			
丙			

（注）研究代表者には氏名に※印を付すこと。また、共同研究員には氏名に◎を付すこと。

別表第2（第7条、第8条、第10条関係）

区分		直接経費	間接経費	研究料	
甲	自己負担分	円	———円	———円	
		うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	
		円	円	円	
	乙への 支払い分	円	———円	———円	
		うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	
		円	———円	———円	
	丙への 支払い分	———円	———円	———円	
		うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	
		———円	———円	———円	
	甲負担合計	円	———円	———円	
	乙	自己負担分	———円	———円	———円
			うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額
———円			———円	———円	
甲への 支払い分		———円	———円	———円	
		うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	
		———円	———円	———円	
丙への 支払い分		———円	———円	———円	
		うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	
		———円	———円	———円	
乙負担合計		———円	———円	———円	
丙		自己負担分	———円	———円	———円
			うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額
	———円		———円	———円	
	甲への 支払い分	円	円	0円	
		うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	
		円	円	0円	
	乙への 支払い分	円	円	0円	
		うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	うち消費税額及び地方消費税額	
		円	円	0円	
	丙負担合計	円	円	———円	
	甲乙丙負担合計	円	円	0円	

注) 共同試験研究促進税制による税額控除の申告を予定している場合は、直接経費の内訳を明記する必要がある。

別表第3 (第11条関係)

区 分	施設の名称	設 備		
		名 称	規 格	数 量
甲	—	—	—	—
	研究担当者が必要と認める本共同研究の遂行に必要な全ての施設、設備			
乙	—	—	—	—
丙	—	—	—	—